

### 労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

#### ～労災かくしの疑い～

津島労働基準監督署（署長 久野俊介）は、令和8年8月10日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで津島区検察庁に書類送検した。

#### 記

#### 1. 被疑者

株式会社久木野運輸ほか2名

（所在地：愛知県名古屋市港区 事業内容：道路貨物運送業）

#### 2. 被疑条文

労働安全衛生法第100条第1項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第120条第5号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

#### 3. 災害の概要

令和7年11月6日、豊田市高岡町地内にある納品先において、被疑者の雇用する男性労働者（当時26歳）が、トラックからの荷卸し作業時に右手を負傷し、休業約1か月を要する労働災害が発生した。

#### 4. 被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害について、「愛知県飛島村大字竹之郷地内の自社営業所で発生した」とする虚偽の労働者死傷病報告を津島労働基準監督署長に提出した疑いがあるもの。

#### 5. 参考事項

事業者が労働災害を隠すために労働基準監督署長に対し、労働者死傷病報告を、①故意に提出しないこと、②虚偽の内容を記載して提出することを一般に「労災かくし」と呼んでいる。

## 6. 関係法条文

### ○労働安全衛生法第 100 条第 1 項（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

### ○労働安全衛生規則第 97 条第 1 項（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

（略）

- 11 労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因  
（以下、略）

### ○労働安全衛生法第 120 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

（略）

第 5 号 第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

### ○労働安全衛生法第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。